

## 川内川学識者懇談会 設立趣旨

平成９年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、川内川水系においては、平成１９年１２月２７日に「川内川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これを踏まえ、基本方針に沿って今後概ね３０（２０）年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「川内川河川整備計画【直轄管理区間等】」を平成２１年７月２１日に策定し、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理等を実施して参りました。

この様な中、川内川水系河川整備計画（国管理区間）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して、河川管理者に対しご意見を頂く場として「川内川学識者懇談会」を設置するものである。

（備考 １）河川整備計画

河川法第 16 条の 2 第 3 項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

河川法第 16 条の 2 第 7 項

第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。